

介護職員処遇改善実績報告書(平成30年度)

岐阜県知事 様

事業所等情報

介護保険事業所番号 211708001185

事業者・開設者	フリガナ 名称	シヤカイフクシホウジン ヌウアイカイ 社会福祉法人 友愛会
主たる事務所の所在地	〒501-2121 岐阜県山県市大門803番地	
	電話番号 0581-36-1050	FAX番号 0581-36-2300
事業所等の名称	フリガナ 名称	トハクワコロウジンホーム ヤマカクグリーンビレッジ 特別養護老人ホーム 山県グリーンビレッジ
	提供するサービス	介護老人福祉施設 短期入所生活介護
事業所の所在地	〒501-2121 岐阜県山県市大門803番地	
	電話番号 0581-36-1050	FAX番号 0581-36-2300

※事業所等情報については、複数の事業所ごと一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

①	算定した加算の区分	介護職員処遇改善加算 (1)
②	賃金改善実施期間	平成30年5月 ~ 平成31年4月
③	平成30年度介護職員処遇改善加算総額	38,076,227円
④	賃金改善所要額(i-ii)	43,670,898円
	i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	250,184,738円
	ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	206,513,840円
加算(1)の上乗せ相当分を用いて計算する場合		
⑤	平成 年度介護職員処遇改善加算総額(加算(1)による算定額から加算(1)による算定額を差し引いた額)	円
⑥	賃金改善所要額(iii-iv)	円
	iii) 加算(1)の算定により賃金改善を行った賃金の総額	円
	iv) 初めて加算(1)を取得する月の前年度の賃金の総額(従来の加算1を取得し実施した賃金改善額を含む)	円
⑦	賃金改善の方法について	
	<p>①介護職員常勤の基本給を平成24年度から平成26年度に計17,920円(本給月額表14号俸)増額する。</p> <p>②介護職員常勤介護福祉士の資格手当を月額2,000円増額(8,000→10,000円)する。</p> <p>③賞与(7月と12月の合計)を介護職員常勤、介護職員非常勤に、0~200,000円を処遇改善手当として加算する。</p> <p>④期末手当(一時金)を介護職員常勤、介護職員非常勤に、0~100,000円を処遇改善手当として支給する。</p> <p>⑤介護職員処遇改善手当として、月額6,000円を支給する。</p> <p>⑥介護職員非常勤の時給を処遇改善手当として、50円加算する。</p> <p>⑦キャリア段位認定者に、キャリア手当として、月額次の通り支給する。レベル1は1,000円・レベル2は2,000円・レベル3は3,000円・レベル4は4,000円とする。</p> <p>⑧キャリア段位評価者に、アセッサー手当として、キャリア認定1件につき成功報酬5,000円を支給する。</p> <p>⑨新人教育担当者に、新人教育手当として月額1,000円を3ヶ月間支給する。</p> <p>⑩平成30年度より、常勤の夜勤手当を一回1,000円増額(6,000円→7,000)する。</p> <p>⑪平成30年度より、非常勤の夜勤手当を一回1,000円増額(N勤=14,000円→15,000、E N勤=19,000円→20,000)する。N勤=20:00~8:00、E N勤=16:00~8:00</p>	

※ 計画において加算(1)の上乗せ相当分を用いて計算した場合は、原則実績において加算(1)の上乗せ相当分を用いて計算することとし、本様式の代わりに別紙様式5の2により報告すること。

※ ④については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

※ ④(i-ii)が⑥以上でなければならないこと。

※ ④(ii)の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の時点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。

※ ⑤及び⑥は記入不要。

※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや、介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について、相違ないことを証明いたします。



令和元年6月1日(法人名)
(代表者名)

山県市大門803番地
社会福祉法人友愛会
理事長 岩砂和雄



長良グリーンビレッジ

別紙様式5の1

介護職員処遇改善実績報告書(平成30年度)

岐阜市長 様

事業所等情報

介護保険事業所番号 2170111344

事業者・開設者	フリガナ 名称	シャカイフクシホウジン ユウアイカイ 社会福祉法人 友愛会		
主たる事務所の所在地	〒501-2121 岐阜県山形市大門803番地			
	電話番号	0581-36-1050	FAX番号	0581-36-2300
事業所等の名称	フリガナ 名称	タンキョウショセ(カカイ) ナガラグリーンビレッジ	提供するサービス	短期入所生活介護
	フリガナ 名称	短期入所生活介護 長良グリーンビレッジ		
事業所の所在地	〒501-2121 岐阜県岐阜市長良福光161-1			
	電話番号	058-297-0112	FAX番号	058-297-0113

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

①	算定した加算の区分	介護職員処遇改善加算 (I)
②	賃金改善実施期間	平成30年5月 ~ 平成31年4月
③	平成30年度介護職員処遇改善加算総額	38,076,227円
④	賃金改善所要額(i-ii)	43,670,898円
	i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	250,184,738円
	ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	206,513,840円

加算(1)の上乗せ相当分を用いて計算する場合	
⑤	平成 年度介護職員処遇改善加算総額(加算(1)による算定額から加算(II)による算定額を差し引いた額) 円
⑥	賃金改善所要額(iii-iv) 円
iii)	加算(1)の算定により賃金改善を行った賃金の総額 円
iv)	初めて加算(1)を取得する月の前年度の賃金の総額(従来の加算Iを取得し実施した賃金改善額を含む) 円

⑦	賃金改善の方法について
	①介護職員常勤の基本給を平成24年度から平成26年度に計17,920円(本給月額表14号俸)増額する。
	②介護職員常勤介護福祉士の資格手当を月額2,000円増額(8,000→10,000円)する。
	③賞与(7月と12月の合計)を介護職員常勤、介護職員非常勤に、0~200,000円を処遇改善手当として加算する。
	④期末手当(一時金)を介護職員常勤、介護職員非常勤に、0~100,000円を処遇改善手当として支給する。
	⑤介護職員処遇改善手当として、月額6,000円を支給する。
	⑥介護職員非常勤の時給を処遇改善手当として、50円加算する。
	⑦キャリア段位認定者に、キャリア手当として、月額次の通り支給する。レベル1は1,000円・レベル2は2,000円・レベル3は3,000円・レベル4は4,000円とする。
	⑧キャリア段位評価者に、アセッサ手当として、キャリア認定1件につき成功報酬5,000円を支給する。
	⑨新人教育担当者に、新人教育手当として月額1,000円を3ヶ月間支給する。
	⑩平成30年度より、常勤の夜勤手当を一回1,000円増額(6,000円→7,000)する。
⑪平成30年度より、非常勤の夜勤手当を一回1,000円増額(N勤2014,000円→15,000、EN勤19,000円→20,000)する。N勤=20:00~8:00、EN勤=16:00~8:00	

- * 計画において加算(1)の上乗せ相当分を用いて計算した場合は、原則実績においても加算(1)の上乗せ相当分を用いて計算することとし、本様式の代わりに別紙様式5の2により報告すること。
- * ④については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- * ④(i-ii)が④以上でなければならないこと。
- * ④ii)の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。
- * ⑤及び⑥は記入不要。
- * 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について、相違ないことを証明いたします。

令和元年6月1日(法人名)
(代表者名)

山形市大門803番地
社会福祉法人友愛会
理事長 岩砂和雄

